

東アジアにおける王権の古代から中世へ (要旨)

古瀬 奈津子*

日本古代史においては、日唐の律令を比較することによって、日本の古代国家や文化の特質を明らかにしようとする研究が進められている。私が營繕令について新発見の天聖令（宋令）と唐令を比較検討したところ、宋令において皇帝への奏上規定が増加していることが判明し、それが、唐代後半期から宋代にかけての皇帝独裁権力制の成立と関係が深いことを指摘した。一方、日本においても同時期に当たる摂関期において藤原道長への権力集中が指摘されており、その後の院政期においては院（上皇）の専制化が注目されている。

今回は、最近出版された美川圭氏『公卿会議』（中公新書、2019年）を参照しながら、公卿議定の摂関期から院政期への変化について述べたい。まず、摂関期である道長時代の公卿議定について見ると、叙位・除目、造宮定は天皇御前定で行われており、受領功過定は叙位・除目の際に大納言もしくは大臣を上卿として行われるが、道長が摂政になると道長の意向を重んじるようになる。また、陣定には、諸国申請雑事（受領の要求事項）、改元定、院号定（女院）、外交問題（刀伊の入寇）、罪名定などがあつた。道長は摂政になると陣定に参加していない。摂関については、摂関は天皇御前定には参加するが、陣定には参加しない。陣定には公卿ならば原則参加可能で、摂関は参加しないという特徴がある。

それが変化するのが、後三条天皇期の治暦4年（1068）の里内裏焼亡の時、公卿が参内する

と、大臣三人のみを天皇御前に召して議定が行われ、その後、右大臣・内大臣が殿上に帰出して結果を群卿に宣している。すなわち、天皇が議定の参加公卿を選んでいる。

院政期になると時期によって違いはあるが、白河天皇親政期には関白師実中心の公卿会議と陣定が行われ、白河院政期には、院御所における公卿議定については院が参加公卿を選んでいる。ただし、議題は院の家政的問題や院近臣擁護のための開催である。

堀河天皇期には、大臣だけの天皇御前定と公卿が参加する内裏殿上定や陣定が組み合わせられて行われ、天皇の主導権が高められた。また、里内裏炎上による内裏殿上定には、大殿師実・関白師通も参加しており、関白が審議している。

つづく鳥羽天皇期になると、国家的大事については公卿が多数参加する白河院御所議定が行われたが、通常の議題については院が参加者を選定し（摂関、院近臣、檢非違使別当などに固定化）、院御所議定が開かれた。

ただし、興福寺に関する国家大事には殿下議定、宮廷祭祀や改元、伊勢神宮関係には陣定が開かれ、叙位・除目には天皇御前定が行われたが、院が「任人折紙」により介入した。ここに、院の専制化と公卿の従属化、太政官の衰退が明確となる。

鳥羽院政期には、陣定（院主導）・殿下議定（院議定を摂関忠通が代行）・院御所議定（国家大事を審議）に分化し、主要構成員は本人あるいは父が白河院政期からの主要構成員であった者たちである。ここに、院の専制が確立し、公卿議定は法

*お茶の水女子大学教授

皇の恣意を貴族社会全体の意思として押し通す機能を果たすようになった。

同時期の中国では、唐代後半期には皇帝が官僚を個別に把握する延英殿奏対が成立し、皇帝の独裁権力化が進行する。宋代になると、対を中心に皇帝独裁権力制が確立し、一方では貴族制が衰退し、科挙が隆盛を迎える。

すなわち、ここに日唐の「古代の終焉」の同時代性を指摘することができる。考える。「古代の終焉」とは、古代貴族制の崩壊であり、皇帝独裁制・院専制への道だと捉えることができよう。